

◆消費税の届出書◆

前回は、消費税の納税義務が生じた場合の「納める消費税」の計算について説明し、その中で計算方法の選択は納税者自身に委ねられていること言及しました。

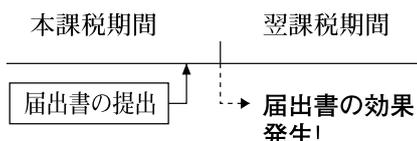
消費税はその選択により、納める消費税が減少したり、場合によっては消費税の還付を受けることができるケースもあります。

そこで今回は、「消費税の届出書」の種類とその効果について説明します。

【消費税の届出書の提出時期】

消費税の届出書は原則として、「その届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間」からその効果が発生します。

逆に言うと、その効果を受受したい課税期間の前課税期間までに届出書を提出しなければなりませんので、例えば、翌年の課税期間において消費税の還付を受



(参考)  
税務署へ提出する書類で、「消費税の確定申告書」と「消費税の届出書」はその提出時期に若干の違いがありますので注意して下さい。

提出書類	原則	提出期限が土・日・祝
消費税の確定申告書	提出期限	翌月曜日
消費税の届出書	提出期限	例外的な取扱いなし

けたい場合には、本年の課税期間の末日までに各種届出書を提出しなければなりません。

【提出後の注意点】

「消費税課税事業者選択届出書」「消費税課税期間特例選択届出書」「消費税簡易課税制度選択届出書」を一度提出すると、原則2年間はその選択をやめることはできません。

また、選択をやめようとする場合には、各不適用届出書を提出しなければなりませんので、その提出期限と併せて注意が必要です。

最後に、消費税の届出書は事前に提出することが最低限の要件となりますので、提出に当たっては事前のプランニングが必要不可欠です。

もちろん、納税者自身が一人の判断でその時々ベストな判断を下す事は非常に困難を伴いますので、事前に専門家に相談することをお勧めします。

【届出書の種類とその効果】

届出書名	効果
消費税課税事業者選択届出書	基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者でも消費税の課税事業者になれます
消費税課税期間特例選択届出書	消費税の課税期間を3月ごと又は1月ごとに短縮できます
消費税簡易課税制度選択届出書	納付する消費税を簡易計算することができます(概算による支払った消費税の計算が可能)

※1 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者に限ります。